吉川市受水槽設置者名簿（兼小規模貯水槽水道台帳）記載事項届出書

No.　　－　　－

（あて先）吉川市水道事業　吉川市長

下記のとおり、設置（変更）したので届出します。

記入日	年　月　日
届出者（記入者）	
所在または住所	
商号または名称	押印不要
担当者氏名	
電話番号	

	1 使用者名	2 水栓所在地	3 建物用途	4 設置者(所有者) 氏名	5 設置者(所有者) 住所	6 設置者(所有者) 電話番号
記入例	○○マンション	吉川市吉川○○番地	共同住宅 建物全体戸数：　○○戸 受水槽使用戸数：　○戸	○○マンション管理組合	吉川市吉川○○番地	000-000-0000
			建物全体戸数：　戸 受水槽使用戸数：　戸			

	7 管理組合・管理会社等 名称	8 管理事務所・管理会社等 住所	9 管理事務所・管理会社等 電話番号	10 建物規模	11 受水槽容量	12 清掃・水質維持管理会社 名称
記入例	○○マンション管理組合	吉川市吉川○○番地	000-000-0000	地上３階　地下１階	００㎥（有効容量　００㎥）	○○清掃管理㈱
	※	※	※			

	13 清掃・水質維持管理会社 住所	14 清掃・水質維持管理会社 電話番号	15 故障時連絡先 名称	16 故障時連絡先 住所	17 故障時連絡先 電話番号	18 備　考
記入例	吉川市吉川○丁目○○番地	000-000-0000	○○設備㈱	吉川市吉川○丁目○○番地	000-000-0000	

ご記入にあたって

1　太枠の中をご記入ください。記入者は、当事者または代理人、請負人のいずれでも構いません。
2　**※印のある７・８・９欄は、共同住宅以外の場合は空欄で構いません。**
3　押印は不要です。記入者は、当事者または代理人、請負人のいずれでも構いません。
4　メーター交換時の連絡（約７年ごと）、緊急漏水連絡、受水槽使用水量の請求などに使用させていただきます。
5　届出内容が不明な場合は、電話でお問い合わせさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
6　記載内容は、吉川市水道課が発注する委託業務請負業者、吉川市役所（受水槽関係部署）、管轄の保健所以外の者に提供することはありません。

水道法（一部抜粋）

第４章の２　簡易専用水道

第３４条の２　簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

２　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（検査の義務）

第３４条の３　前条第２項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

吉川市水道給水条例（一部抜粋）

第６章　貯水槽水道

(市の責務)

第３５条　市長は、貯水槽水道(法第１４条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

２　市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第３６条　貯水槽水道のうち、簡易専用水道(法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第３４条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、規程に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

吉川市水道給水条例施行規程（一部抜粋）

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第２９条　条例第３６条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理は、次に定めるところによる。

（1）　小規模貯水槽水道を清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。

（2）　小規模貯水槽水道を設置し、変更又は廃止したときは、速やかにその旨を**当市を管轄する保健所**(以下「保健所」という。)に届け出ること。

（3）　貯水槽(受水槽、高置水槽及び圧力水槽をいう。以下同じ。)の清掃を１年以内ごとに１回、定期に行うこと。

（4）　貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を執ること。

（5）　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成４年厚生省令第６９号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

（6）　小規模貯水槽水道に汚染事故(以下「事故」という。)が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所に通報するとともに、次に掲げる措置を執ること。

ア　当該小規模貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置を執ること。

イ　速やかに汚染の原因を除き、当該小規模貯水槽水道の復旧を図ること。

ウ　給水停止等の措置を執った場合は、代替水を確保すること。

エ　当該小規模貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を開始すること。

２　条例第３６条第２項の規定による小規模貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、法第３４条の２第２項及び法第２０条第３項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和４５年法律第２０号)第１２条の２第１項の規定により同項第４号の事業について登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を１年以内ごとに１回、定期に行うものとする。